

平成30年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第5号)

平成30年3月9日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第18号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 動議 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議
日程第 3 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算
日程第 4 議案第20号 平成30年度浅川町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第21号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計予算
日程第 6 議案第22号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 7 議案第23号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計予算
日程第 8 議案第24号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第25号 平成30年度浅川町上水道事業会計予算
日程第10 同意第 1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君

税務課長 菊池三重子君 住民課長 坂本高志君
保健福祉課長 須藤寿行君 農政商工課長 岡部真君
学校教育課長 生田目源寿君
兼社会教育課長

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡部栄也 主任主査 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎答弁の追加

○議長（円谷忠吉君） ここで昨日の議案第17号の担当課長答弁に不足があったということでございますので、発言を許します。

学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） それでは、昨日の平成30年度一般会計当初予算審議においての10款教育費のこども園費について、8番、田中議員より質疑がありました件について、改めて答弁をいたします。

質疑内容につきましては、こども園の職員等の人数の件でしたが、予算書上においては、こども園全体で言いますと37人となります。内訳を申し上げます。事務系で正職員2人、嘱託1人、幼稚部で正職員4人、嘱託3人、臨時が9人です。なお、臨時につきましては、送迎バスの添乗員3人と預かり保育6人となります。次に、保育部ですが、正職員で10人、嘱託で6人、臨時が2人です。臨時につきましては、平日の朝夕のみのパートさんと、土曜保育のパートさんとなります。

なお、今年度に置きかえての有資格者につきましては、臨時の方を除き、嘱託職員9人のうち1人は保育士のみの資格となっておりますが、残り8人につきましては、幼稚園教諭と保育士両方の資格を持っていると確認をいたしました。

昨日の答弁を訂正させていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 保育所の現状の人数と来年度、30年4月1日からの申し込み人数を申し上げたいと思っております。

現状の浅川町保育所の人数でございますが、全体で86名、ゼロ歳児9名、1歳児21名、2歳児31名、3歳児

25名です。

4月以降の申し込み幼児数でございますが、ゼロ歳児19名、1歳児19名、2歳児26名、3歳児はありません。合計で64名となっております。

以上でございます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第18号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

予算書を見ると、保険給付費が1割以上下がる、ことと比べると89.5%になるということであります。

大きな要因は、数字で見ると、被保険者が100人減る、93.8%になるということが一番大きな要因だろうとは思いますが、医療費の支出も下がる見込みがあるというふうに書かれております。数字上。

それで、医療費が下がるこの主な要因、これについて特徴的なことを伺いたいというふうに思います。それが1点目です。

2点目です。

広域化に新年度からなりまして、これからは県に言われたお金を納付しなければならないということになってきます。今度の予算にも県納付金が計上されておりますけれども、これは、確定した納付額なのか、それとも今後変わるのか、変わるとすれば、いつ確定するのか伺いたいと思います。

3点目です。

この予算に基づく国保税は、今年度の本算定よりも若干下がる、そういうような減税の内容になっております。これはこれで歓迎することなんですけれども、この要因の一つに、国が進めた広域化が始まるということで、国も最初、不満が出ないようにお金を出すということで、1人当たり1万円ぐらいの減税財源を使うということがあります。

これほど国保会計が悪化したのは、国がどんどん、出すお金を削ってきたからでありまして、理由はともあれ、国がお金を出すということは、これは必要でいいことだと思いますので、引き続き強く、今後も国保会計に国がお金を出すようにということを強く求めるべきだというふうに思うんですけれども、その点について考えを伺いたいと思います。

それから4点目、事前に担当課にお願いをしておりましたが、ここ5年間の滞納者数と短期保険証及び資格証明書、これの発行の状況を伺いたいと思います。

5点目です。

154ページにあります保健事業費、今年度は健康づくりのスポーツ大会、あと、健康家庭報償費、たしか

2,000円程度の鮫川産のうどんを医者にかからなかった世帯に贈るんだということで計上されておりました。しかし、今度の予算にはこの2つがないわけでありませけれども、これはどういうふうにされるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

1点目の医療費の減る要因でございますが、一番は被保険者の減少にあると思います。また、被保険者が後期高齢者医療制度のほうに多く移行しているということが医療費が下がる要因かと思っております。

医療の中身につきましては、毎月レセプト、どんな要因で医療費がかかるのかということで要因なんかを見ますが、なかなかこれといってこの部分が下がったとか、そういう部分が解析できないということが現状であります。下がった要因については、被保険者が毎年減っているというのが一番大きな要因だと考えております。

それから、県の納付金につきましては、確定した額ではございません。今回提示しました納付金の額については、国の国保運営協議会に係った金額ではありませんでした。その後、若干のこぼこの数値が町のほうに示されております。これまでも6月、国保の本算定でございましたので、6月に確定した額をお示しできると考えております。

なお、納付金の若干の上下については金額的には大きなものではございません。

次に、国保税を下げるように、国がお金を出すようにということでございますが、浅川町でも県と協議する、会議を行うという場が多々ありますので、なお、その際にそういうことも話してみたいと考えております。

それから、5年間の短期証の発行でございますが、平成25年度から申し上げたいと思いますが、短期証の交付世帯数が97世帯。

〔「滞納世帯数も」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） 滞納世帯数が196世帯、短期証が97世帯、資格証が7世帯、26年度ですが、滞納世帯212世帯、短期証が104世帯、資格証が6世帯、平成27年度では滞納世帯が198世帯、短期証が100世帯、資格証が5世帯、平成28年度ですが、滞納世帯が127世帯、短期証が83世帯、資格証が2世帯、平成29年度ですが、滞納世帯が132世帯、短期証が81世帯、資格証が2世帯となっております。

次に、報償品の関係ですが、154ページをごらんいただきたいと思っております。

5款1項1目保健事業費でございますが、8節に報償費41万3,000円をとっております。その中で健康づくりのスポーツ大会の参加賞、そして、健康優良家庭の報償品、それぞれ前年同様の金額を計上してございます。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目についてはわかりました。医療費が下がる要因というのは、これといった特徴的なものはないけれども、全体的に下がっている状況にあるということですね。わかりました。

2点目です。

県への納付金が、これは確定ではなくて、その後県からのいろいろ話がある中ではこぼこがあるというこ

とで、これよりももっと多く納めるとか、これよりも少なく納めるとかいろんな試算が示されているということだろうというふうに思うんですけども、そうすると、去年の本算定よりも下がるなんていうのはこれはぬか喜びで、単純にそうは見られないということなんですね。この県の納付金が確定して、町に示されるのはいつごろになるんですか。その点も、伺っておきましたので、再度お願いをしたいと思います。

3点目、これは大変重要だと思うんですけども、国保というのは制度上大変負担が重いということで、やっぱり国にお金を出させるというのが根本的な解決だと思うんですね。ですから、会議のときにそういうことも話してみたいという程度の話ではなくて、まさに国保の加入者にとっては大変な問題なんだということで、これは常に意識をして、機会あるごとに国に強く主張していただきたいというふうに思うんです。これは担当課の話ではなくて、町長の姿勢ですでお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今、4点目です、滞納と資格証明書と短期保険証のお話をいたしました。状況をお聞きました。私が、これ、6月1日の時点での各年のあれですよ。私はそういうふうにしてお願いしたんですけども。

それで、県がこの状況については毎年毎年統計をとっております。6月1日時点の統計。各県内の59市町村で滞納者数が幾つで、短期保険証をどのぐらい発行していて、資格証明書どのぐらい発行しているかというのを統計で発表しているんですけども、それによると、平成29年6月1日時点では、滞納世帯は79世帯。県の資料にはそういうふうになっているんです。79世帯。うち、資格証明書が発行が77世帯。短期保険証が2世帯ということは、滞納世帯には待ったなしで短期保険証か資格証明書を発行している。滞納の事情なんて一切しんしゃくしない、そういう対応をとっているというふうにはここには数字上は出ているんですよ。この県の統計数字は間違っているということなんですか。平成29年6月1日現在、この数字をもう一回確認させていただきたいと思います。

それから、5点目については、費目の変更をしたということで報償費の中に引き続きスポーツ大会とあれでしたか、優良世帯へのお礼というか、それやるということですね。わかりました。5点目はそれで結構です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） まず1点目の県の納付金の確定につきましては、県の国保運営協議会が終了しましたので、その段階で確定だとは考えております。その金額については、これから国保税が急激に上がるような金額の差ではございませんでしたので、6月の本算定の段階でなお、納付金の額については示すことになるかと考えております。

それから、短期証の発行なんですけど、ちょっと言いそびれましたが、この調査については毎年度10月1日が国保の保険証の発行の更新のときに短期証と資格証の交付世帯を決定しておりますので、それから6月1日現在まで転入、転出等ありますと、6月1日と10月1日の若干ずれが、県の調査の数値とのずれかと思いますが、29年6月1日ということであれば、28年10月発行の数値、短期証が83世帯、資格証が2世帯、ここから国保税を納めて短期証がなくなった方がいたのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 国保大会とか全国大会もありますので、毎年のことながら要望を続けておりますが、なお今後も積極的に要望してまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点目はわかりました。

1点目、よくわからないんですけども、要するに、確定した県納付金が浅川町に示されるのはいつごろなんでしょうか。これではないんでしょう。今回の計上されたものではない。それはいつごろなんでしょうか。私たちは6月議会になったらそれ、議案書渡されるんだからわかるけれども、浅川町に県から確定額が伝えられるのはいつごろになるんですかという話なんですけれども。それをもとに予算編成するんでしょうから、その時期を伺いたいと思います。

それから、4点目ですけども、短期保険証と資格証明書の発行の問題です。今の説明だとタイムラグがあって、県の統計をとった時間と6月1日ではタイムラグがあるから変動したんだというようなお話なんですけれども、でもたとえそうだとすると、この平成29年6月1日の資料をつくるための時点の28年度の10月1日ですか、この時点では滞納者79世帯に対し、短期保険証が77世帯、資格証明書2世帯ということで、滞納者の事情なんか一切お構いなしにペナルティである短期保険証、資格証明書を発行したと。こういう事実は間違いないんですか。もしそうだとすれば、これはとんでもない話ですよ。滞納者に対して短期保険証や資格証明書を発行するというそういうペナルティを科しているのは福島県の平均で見ても24.1%なんです。滞納者の24.1%、4人に1人に対して短期保険証か資格証明書発行する、そういうようなことがなされている。それに比べればはるかに多い、100%あるいはそれに近いような数字。こんなことをやっていたのは福島県内では今までただ一つ石川町だけだったんです。石川町は情け容赦なく滞納者には事情も聞かずに短期保険証や資格証明書を発行していた。福島県でただ一つですよ。こんなことをやっていたのは。私はほかの町村の議員でありますから、それに対してとやかくは言う立場ではありませんけれども、ああいうのはひどいなと常々思っていました。ところが浅川町もそれに似たようなことをやっている。同じようなことをやっていると。やるようになってしまったと。こういう状況じゃないですか。もし、そういう状況があるんだらば、これ、即刻改めていただきたい。5年前に短期保険証の発行割合が多過ぎるんじゃないかということで、私、ここで議論したことありますよ。当時は結城保健課長でしたね、たしかね。それで、いや、浅川町では1年間は状況を見ているんだと。1年以上たっても滞納がなくなる人に対しては、悪いけれども、短期保険証発行させてもらっている。それでもずっと連絡もしない方については資格証明書を発行させてもらっていると、こういう話だったんです。でも100%といったらばもう、待たなし、情け容赦なくペナルティという、こういう血も涙もない。きのうも税務課長は、浅川町の徴税は、納税者の状況をよく聞いて、血も涙もある対応をすると、していますと。今後が続けます、そういうふうに言いましたよ。でも国保税に関しては、国保はそういうふうな扱いはされていないということなんです。町長、こういう状況はわかっていましたか。

それで、こういう状況はやっぱり改めるべきだというふうに思うんですけども、まず事務方に対してまず数字的にそういうことで間違いないのかどうか、それから町長の姿勢、基本的にはこれからも今までのこの議会に答弁されたように、滞納者の事情をよく聞いて、そしてこれはしようがないなという方については血の通った対応をすると、そういう姿勢に変わりはないかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 滞納世帯数との開きがございます。例えば今の28年度比較しますと、滞納世帯数が127、それから短期証と資格証合わせて85ですから、その差の世帯についてはさまざまな事情を考慮して短期証、資格証にしなかったという世帯だと考えております。

短期証の考え方、これまで同様ですが、1年間伺っても一切国保税を納めていただけなかった数でございます。資格証についてはまた行方もちょっとわからないような状況で、コンタクトのしようのないような方が該当してございます。滞納世帯数の中で42世帯の方については、さまざまな事情を考慮して資格証、短期証にしていけない世帯ということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 国保の基本的なことはどうなんだということなんです。一つは健康を守る。目標は健康を守る。それから病気に対しては国保税という中で相互扶助、お互いに助け合う。それがためにいわゆる国保税をかかった分だけの、医療費にかかった分だけの負担をする。それぞれ高騰された場合には今までのように本来は入れてはならない一般会計の繰り入れをもやっけて、前年度の税率におさまるような、あるいは極端な税額にならないような努力をして何とか国保税を抑えようとしてやっていたのが今までの経過。その中に出てきたのが前にも言った、国に金を出させろという話ですが、これは、単純計算すると、約、国保税というのは全国で3,700億か4,000億は足りないということなんです。それで、国のほうで今までかかっている医療費の増嵩とあわせて国保税として3,700億ぐらい出せば、国民の国保税の軽減が、もっと楽になるというその背景は、なぜそうなったかという、国保税の加入者というのは、比較的、職業で言うと自営業、低所得、高齢者という非常に経済的立場の弱い人たちが国保の加入者なんです。そういう中でやっていると、どうしてもやはり国保税の滞納というのが出てくる。これ、国によらず私どもの町も同じです。一番税の中で滞納額の極端に多い、これどうするんだらうというのは滞納額も国保税ですから、極端なものは何百万という、しかももう10年も15年も納入していないという方さえいるわけですね。でもじゃ、その人は健康なのかと言えば決してそうじゃなくて、病気になります。病気になったときどうするんだということ、そういう方にもこれは命は大切ですから必ず窓口では資格証明も出すし、短期証も出して医者にかかれるような対応をやっておるということでありまして。今後、国保税の根幹にかかわる医療制度はどうなんだということで、今おっしゃるように、保険者が町村から県に変わって、県がまとめて保険者になって国保税を県内の自治体にいわゆる事務と収納と督促等々も従来のような形でやってもらいますけれども、全体的には模索をすれば国保税は安くなるのではないかという見通しが立たれているのが現在の姿だと思っております。ですから、6月の本算定、県はどういう本算定やるかわかりませんが、これから4月、5月にかけては各町村に対する詳細な説明と負担率の法律の説明が具体的に出てくるんだと思うんです。ですから今課長が納付期限はいつ確定されるんだといってもなかなかその明快な答えは出ませんが、背景としてはそうなんです。

私どもは、私どももこの滞納にかかわると、あるいは資格証明にかかわるものをどうするんだということ。滞納は今、議員が言われたように、滞納、即切る、証明ということでは私はありませんと思っています。そういうことでなくて、かなり余裕があると思っています。そこの資格に切りかえるまでは。なお、これ、数字が27年とか28年とか29年とか、複層していますんで、もう一度よくこの議会の後に内容を絞って、そしてで

きるだけ国保保険証の配付がいつどういうことになっても使えるような、自分の身を守るための措置の仕方を徹底をしてあげたいというのが、私は、この国保に加入されている被保険者に対する町の一番正しい姿勢だと思っています。

それで、それでも悪質、悪質という言葉は決してよくないんですが、納まらない、納める器量があってもいわれるやらない、やらないだけじゃなくて窓口に来て痛烈な心証だけを言ってくるというようなこともありますんで、そういうものの解消に努めて、しっかりと迷惑のかからないようにと同時に保険者も被保険者も正直な皆さん方と同等の最善の納付に努力をしていただく。全て納めろとは言っていないので、誠意ある納付の仕方をやっていただきたいなというように私は思っていますし、そういうあり方をつくっていききたいなと思っています。

〔「答弁漏れがありましたので」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。

○9番（上野信直君） この県の資料は28年の10月1日のものだというふうな説明がありました。じゃ、28年の10月1日はどういう状況だったんですかということをお聞きしたんですが、それに対する答弁がありませんでしたのでお願いします。この県の資料が間違っているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 県の資料でございません。町で掌握している数値でございます。10月1日というのは保険証の発行、更新の月でありますので、そのときに過去1年間納付が全くなかった、連絡も寄こさないというような方について短期証の交付、それから資格証の交付を行ったものでございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 今の9番が厳しい指摘をしましたので、私簡単に言いますが、確かにこの29年6月1日時点の県の資料では、この59市町村のうちで浅川町だけですよ、100%は。ですから、課長にもう一度、改めて、改めていただきたいと思います。今後私も、この資格証明に対して、今後、誠意をもって見守りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

あと2点。

先ほど、健康保険の優良世帯には、今回もそういうもの買うということをおっしゃっていました。それで、去年は鮫川のたんぼぼの障害者の施設でございました。今回もどこで買うのか、そして、健康優良世帯は何世帯あるのかお伺いいたします。

あともう一点、保健事業で、人間ドック委託料についてですが、今回、133万1,000円がマイナスなっております。そこで、人間ドックの申し込みは浅川町は何名いるのか。そして、締め切りが早く常に満員で、満員だと思えます。それで、締め切りが早くないのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 健康優良世帯の報償品につきましては、50世帯を予定しております。購入品につきましては、昨年もお説明いたしましたが、障害者優先調達推進法という中で、障害者施設から鮫川のたんぼぼの家からうどんを取り寄せたものでございまして、地元で配付できるような商品があればよろしいんですが、なかなか障害者施設から調達するとなると石川か鮫川というところになってしまいます。この障害を持た

れている方の施設のことも勘察しまして、今回も鮫川のたんぼぼの家を検討しているところでございます。

それから、人間ドックでございますが、人間ドックにつきましては、日帰りドックに50人、1泊2日のコースで30人、そして、脳ドックに30人を予定してございます。

予算的には前年とほぼ同額でございますが、申し込みの期間については、短いというなおただしということですが、病院の人間ドックのできる、あきをお願いするために、こちらで申し込み期間を大体1カ月だったかと思いますが、その期間内に申し込んでいただいて、あと、病院のほうでさまざまにあきを、人間ドックができるあきの日を見つけてもらうために調整期間がありますので、なるべく早い期間にこちらの希望を提示しないとその日があかないということにもなってしまいますため、受け付け期間は短く、あと、翌年のところまで日程が人間ドックを受ける日程がずれ込む方もおりますので、できるだけ希望者の日程に沿うような形で申し込みを受けているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 健康優良の50世帯、おそらく障害者施設のたんぼぼだろろうということですが、ぜひ、障害者施設のほうから購入していただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

あと、この人間ドック、日帰りが50名、1泊2日が30名、脳ドックが30名ということですが、それで、毎年毎年人間ドック行きたいんだけど、もう締め切りが終わってしまった。もう終わったけれども全然受け付けてくれないという方は、確かに何名もいるんですよ。ですから、やっぱり、町民のためのドックですから私は、長い時間、申し込んで、受けたい方にはなるべく受けさせるようにしてほしいと思うんですよ。浅川町は、がんにかからない、吉田富三先生が、がんの先生がおるし、そういう関係もありまして、やっぱりそういう福祉に関しては、絶対に下がることのないように前進してほしいんですよ。ですから、この、お金もかかりますけれども、人間ドックを多目に受け付けて、受け付けも長くしてほしいんですが、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 人間ドックの医療機関との日程調整なんですけど、当初、各医療機関からこの日程はあいているということで連絡があります。その募集期間の中で希望者の日程をお示ししますと、もうそれで全て1回は終わってしまうんです。あいている期間については医療機関のほうで別の方を入れてしまうという状況がありまして、また日程を確保するのが困難になってしまうということもございますが、なお、その点については後からの希望者についても受けられるように、これは検討してみたいと思います。あきがございしますので、現状ではまだ対応できる人数となっておりますことから、これは検討する余地があると考えております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお尋ねします。

まず、143ページ、4款1項1目の2節の中にあります保険者努力支援ということで、202万1,000円計上されてありますが、これはどういう性質のものなんでしょうか。これについてご説明いただきたいと思います。

それと151ページ、2款1項1目19節の一般被保険者療養給付費用額4億2,800万で前年度と比較しますと3,200万円の減額になっております。これは、どういうふうな算定をしてどのような要件で3,200万円の減額が

出ているのか、これについて。

それからさらには、その下の、2款2項1目の19節一般被保険者高額療養費6,400万円が上がっていますが、ここでも1,100万円の減額が、前年度比ね、あるんですね。これの理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 4款1項1目2節の特別交付金の中の保険者努力支援分でございますが、今回の計上につきましては県からの通知によりまして1人当たり交付額1,331円掛ける1,519人分202万1,789円を計上したところでございます。

次に、151ページ2款1項1目一般被保険者の療養給付費の減額でございますが、前年度の当初の数値と比較しますと3,200万円ほどの減額となっておりますが、29年度の6月本算定の際の金額と比較しますとさほど変わらないという金額となっております。前年は歳入が見込めないところから一般被保険者の療養給付費についても金額を多く計上していたところでございますので、実績に近いところの本年度の数値で計上したものでございます。

2款2項1目の一般被保険者の高額療養費につきましても、平成29年度の28年と29年度の実績見込みにより平均1カ月6,400万円かかるというような計算をしまして、1,100万円の減額となったところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 143ページのこの202万1,000円については県から1,331円1人当たりということで決定されてきたんだと。県はこれどうやってこれ、1人当たり1,331円とかということで決めてくるんですか。見出しには、保険者努力支援分ということで書いてありますので、どういうところをどのように努力するところという金額が来るのか。これ初めてですよ。今までなかったと思うんですが、これについてご説明をいただきたいと思います。

それから、151ページの2点の質問については、これはやはり前年度の予算のときに多く計上していて、そのもの、決算の時点で、実績で減ってきて、本年度については実績と前年度の予算との差額でこれだけの差が出たんだと、単純にそういうことだということでご理解してよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 保険者努力支援分につきましては、町で行うさまざまな事業の実績によりまして積み上げられるものでございます。今回、県から示されたというのは、ここが一番底という金額で示されたのかなと思っております。これからの積み上げというか、町の事業の進展によりまして金額がさらにふえるんだと考えております。これがそれぞれの町村に均等にまずはこういう形で交付したんだというふうに理解しております。

それから、151ページの一般療養費の給付費については、これについては、あくまで全て県のほうで納付していただけるという額でありまして、ほぼ前年の、高額療養費も含めて、前年の本算定の額に近い額というところにより正確な数値が計上されたということで考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） わかりました。ただ、もう一点は、国保の被保険者が減っているという、その辺もある

わけですね。その辺のお話は出ませんでしたけれども。多分、そういうことだと思うんですね。その点を一つ確認しておきます。

それから、先ほど9番議員が質問の資料に使ってありました資料、私どももお借りしたんですが、この資料を見る限りちょっと気になるところがあると。それは何かというと、徴収する保険者側、いわゆる町としては少しでも確実にきちっと保険料を納めてもらう、これがやっぱり一番大切なことになるわけですね。ただその反面、やっぱり、何が何でもぎゅうぎゅうに、徴収してしまえばいいというものではなくて、その中に実態、要するに本当に納めされる人なのか納められない人なのかとか、どの程度困っているのか、その辺のところを勘案しながら結局短期証とか資格証明書の発行などと組み合わせをして、そして徴収していくと、こういうことだと思うんです。それで、このお借りしました資料を見せていただいて、大変気になりましたのは、石川町と浅川町が滞納世帯数の数と短期証明書、それから資格証明書の発行の数が全く同じである。全県内の中で石川町と浅川町がそういうことになっている。先ほど9番議員が、質問の中でお話していたことはそのことだったんだと思うんですね。やっぱりこの滞納者に対してこの表のこの数字を見ますと、滞納者イコール短期証明、資格証明発行というふうになっている。よその町村ではそこまでやっていないんですね。だから浅川町ではちょっとやり過ぎるんじゃないですかという印象を感じます。だからこの辺のところは、やっぱりしっかりとやる段階で個々のケースをきちっと勘案してそしてやっぱり一方に厳しくやると同時に、一方では町民に対する思いやりの気持ちを持って取り組んでやっていただかないと困るんだと思うんですが、この辺について一言お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 保険給付費については、当然、被保険者が減ってくるということも加味した今年度予算の計上だと思っております。なお、短期証と保険証の交付については、また国保運営協議会とも十分に検討していきたいなど、協議していきたいなどは思っておりますが、あくまで町の基準で1年間納付がなかった方については短期証を交付しているものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 滞納者の問題では、先ほどから極めて、これは私どもも県の資料見てもそういう状況ですね。県の全体の資料の見てもこんなに高いのは本当に石川と浅川だけなんですよね。ですからそこは田中議員からあったように、町長からもありましたけれども、血の通った徴収を検討していくべきだと。条例に基づいてやるんだと、そういうふうなものは私、違うと思いますので、その辺もお願いしたいということを私は要請しておきたいと思います。

それから、この滞納者へのいわゆる軽減措置がなされることができるとですね。本当に町長ができるものというふうなものがあったりして、私、相談受けたのは、前年普通に勤めてとつか、自営で働いていたんだけど、病気になって半年ばかり入院して次の年、働けないような状況のときに国保税がぐっとこう上がったというんですね。前年の収入によって国保税が決まるわけですから、それは条例どおりになれば上がるの当然なんですけど、しかしその時点でもう働けないような状況が来て、しかし、切符だけはちゃんと来るということ

で、こういうことは、私は納められないという、これは町に行って、この軽減するそういうことができるんでその事情を話して、いろいろ納得のいくような形で解決してくださいということで、言いましたところ、町のほうにも行って、分納なりそれなりのそういう軽減、そういうものをしてもらうということになったということをお聞きまして、私はこれ、よかったなと思うのですが、そういう軽減措置があるんですよね。その軽減の措置で浅川町あたりも昨年あたりでも何人かは私は適用されて、軽減されたり分納あるいは納入期間の延期、こういうものなんかもあったのかなと思うんですが、そういう数字はどうなんですか。そしてその適用を私はこの、それこそそういう条例はきちっと生かして、やっぱり、軽減していくということが肝要だと思うんです。その数字もぜひお示しいただきたいと思います。

それから、この人間ドックのことについては、ほかの議員もやりましたので、私、簡潔に申し上げますけれども、この希望者、5番議員もありましたけれども、希望者が何人だったんですか。町の予算書では309万で50人、30人、30人と、こういうふうな数字なんですね、説明受けました。それはわかりますが、ただ、希望者が一体何人だったのか。この3項目ですけれども、そのことが一つと、ぜひとも希望者でも例えば希望者が少ない場合は別ですけれども、多い場合には、毎年引き続きやっているというような人には遠慮してもらって、3年に1回ぐらいのそういう人は優先するような、そういう措置なんかは、例えば、希望者が多い場合ね、なされているんですか。あくまで先着順という形なのか、そのことが2つ目です。

それからもう一つは、人間ドックでは、働き盛りということが一番主眼でありますけれども、一定の年齢の引き上げなんかも人間ドックの適用の年齢も引き上げてはどうかと、こういうふうに思うんですが、その点、お伺いしたいと思います。

それからもう一つは、この9番議員も質問されましたけれども、浅川町の29年度の疾病率、この順位というのはどういうことになっているんですか。例えば総じてがんは50%とか、治療の場合には50%、療養では60%、あるいは循環器がどうと、こういう統計は出ているんだと思うんですが、その点で、そういう持病割合、そういうものにのっかって予防の対策なんかも講じなければならないし、そうしているんだと思うんですが、その点でどういう、内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 1点目の、軽減措置の件に関してお答えいたします。

平成29年度は、該当者はありませんでした。

このところ、毎年、減免に関しましては申請をしていただくようになっているんですが、その申請もありませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 人間ドックの受診者でございますが、毎年、日帰りも宿泊も若干余っているような状態になっております。希望者が上回ったというのはここ近年ないという状況が続いております。希望者が全員受けられるような予算をとっているということでもありますが。人間ドックの年齢引き上げについては、毎年引き上げはしております。1年ずつでございますが、毎年行っております。

希望者が最初、殺到するということがございますが、人間ドックの希望者の方にはその日程、自分の希望したい日程をとるために役場のほうに申し込みに来るわけでございますが、希望者が予算上よりも多くなる人数には現在至っておりませんので、そのあいた、まだあきがある場合には、再度、日程等を検討してみたいと考えております。

それから疾病の順位でございますが、浅川町のことしの3月7日現在の疾病の状況でございますが、医療費の割合で見ますと、浅川町はがんが25.2%、割合ですね、それから精神が23.3%、慢性腎不全11.1%、糖尿病8.9%、高血圧8.1%等々となっております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 税務課長からそういう軽減の申請はありませんでしたと、去年は、という話だったんですけども、そうすると、申請はないんだけど、相談に行って、軽減措置を適用した人はいない。しかし、相談に行ったり、窓口で、そういう話というのはあったんでしょう。あったと思います。私受けた人も恐らく役場に来たと思うんですが、そういう方にどういふふうに対応したのかという点では、この軽減の条例というんですか、措置というんですか、そういうものはこれこれこういふふうになっていますというふうにしてその条例なり決まりを示して、こういうことではあなたは適用になりませんと、あるいは適用になるかどうか、審査が必要ですから、申請をしてくださいというふうなそういうことがなければやっぱりその辺がやっぱり血の通ったそういうものにつながった、つながらなかったと思うんです。

いや、高くて困って役場に来た人は、何人か私はいると思いますよ。その辺はどうなんでしょうか。そして、やっぱりそういう税の軽減ができるんだという、そういうことをやっぱり納税者に啓蒙するというんですかね、そういうことはやっているんでしょうか。来た人だけにはそういう話もするんだと思うんですが、やっぱり広くそういう軽減措置もあるからぜひ役場に来てくださいと、こういうふうなことを私は啓蒙して、少しでも納税者のそういうものを負担を少なくしたり、軽くしたりしていく、そういう努力が必要だというふうに思います。そのことであります。

それと、人間ドックについては、これ、100%全員3つの日帰り、一泊、それから脳ドック、これ全部希望者に満たないわけですか。実際上は、実績としてはどうなんですか。29年度。人数。希望者に満たないということは50人に満たない、30人にならない、30人にならないと、そういう数字なんですか。ならなければ、こういうわけにならないのでぜひ例えば50人のところ25人しかないから半分、枠が残っていますから、どうぞ追加で申請してくださいと、こういう案内を出してその、とった、予算化したそういうものを消化して予防するという、そういう見地が私は働かなければちょっとどうなのかなというふうに思うんですが、その点について。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 減免等のその相談、国保税の納付に關しての相談にいらっしゃった方は確かに何名かいらっしゃいました。去年、おととしあたりに関しましては、相談を受けましたので、申請書等詳しく内容をお話して、申請書等をお渡したこともありました。それでも申請には至りませんでした。去年は1件もありませんでした。

あと、それと、その減免の周知ということなんですが、過去、パンフレットというか、そういうものをちょ

つつくって窓口等に置くとか、そういうことをしたことが多分あったように記憶しています。あと、今後の周知についてですが、町から発信しているものを利用して何らかの方法で周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ちょっと今年度の人数については手元にはございませんが、予算が残る状況になっております。なお、後から申し込んだ人、おくれてもかかれるようにというおたがいでございますが、これは、近隣の病院、3つの病院と契約しておりますが、すぐに日程が塞がってしまうところもありまして、こちらで遅くなってから申し込みたいんだけどもといったときに、病院のほうで、その年度はもうあきがありませんというようなこともございますので、検討して、その、期間を長く延ばして、検討するというこのについてはそういうこともありますので、なお、検討してみたいと考えてございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前後しますけれども、人間ドックについては、今課長が言われるように、確かに病院の日程とか、そういうことが優先される状況もあると思うんですけれども、でも、予算とって、そして希望者が足りないということであれば、私は、広報でも流して、あるいは緊急に何か周知をして、あと3日以内にぜひ申請してくださいというようなことは私は必要だと思うんですよ。これ、申し込んでもどうせいっぱいだからというふうに思っている人かなりいるんですよ。例えば、脳ドックなんか、これどうせもういっぱいなんだろうからというふうにね。だからそういう措置はできないですか。せつかく予算とって、それだけ町も配慮しているわけでしょう。だからそれをやっぱり有効に生かして、国保税をやっぱり療養諸費を少なくしていくというそういう予防として役立たせることが本来じゃないんですか。1週間も10日も20日も延ばせというんじゃないんですね。こういうふうに、希望者の枠がまだ残っているんで、ぜひ一両日でも何でもいいですけども、申し込んでくださいという形にすべきだと思うんです。その点が。と同時に、そういう希望者が余裕があるというのは言いかえれば、適用者のいわゆる繰り下げや繰り上げ、年齢の、そういうことをまたやる必要があるんじゃないですか。そうすれば枠が広がるということもあわせて出てくるんだと思うんです。町がそれだけ準備して、もったいないです。そのことであります。ぜひそういう措置をしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、税務課長の、ちょっと私もこれ、課長の答弁信じられなかったんですけども、何件かはありましたと。一昨年については申請書もありましたということで、ああそうかというふうに思いましたけれども、困っている人はこんなにいるのに、そういう軽減のあれさえわからない、あるいは行ってもだめだということになっては私はますますあれなんです、申請に行っても適用できないというようなことはどういうことだったんでしょうか。申請をしなかったというような、相談には何人も来たけれども、申請しなかったというのは、その人のいろいろな状況があるんだと思うんですが、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 人間ドックの受け付けについては、春、5月ころに行っているんだと思いますが、通常遅い人には10月で、さらに日程がずれてきますと11月とか12月まで待たなきゃならないという現実がございます。それだけ日程にあきがないということもありまして、なお、予算の範囲内で、もっと受け付けを

したらどうかということについては、なお研究をしていきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） まず、内容を説明いたしまして、申請書を提出してくださいということでその相談に来た方にはお話をしたのですが、多分、本人の何かの事情により申請されなかったんだと思います。その中身については私のほうでも承知しておりませんので、以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 質疑の中で、滞納者に対する対応についてお尋ねをしました。県の資料を示してお尋ねをしたんですけども、町の答弁は異なる数字を述べまして、それで時点が違うんだというふうな説明だったんですけども、とうとう最後まで、じゃ、この県の数字が間違っているんですかと、ある時点での県の数字が間違っているんですかといったら、明確な答弁がなかったということは、やはり、何らかの時点で滞納者に対して全員短期保険証か資格証明書を発行するという、そういうことをやったんじゃないかという危惧が払拭されませんでした。

もし、仮にこここのところを百歩譲って、この県の資料は間違っているということであっても、短期保険証と資格証明書、滞納者に発行している割合は29年度で見ると63%にもなるんです。63%です。県の平均は24.1%なんです。3倍近く浅川町は滞納者に対してペナルティを科している。資格証明書というのはお医者さんのところに持っていても全額払うようなそういうひどいものです。短期保険証は通用期間がたしか2カ月でしたかね、2カ月しかなくて、表に丸短という印がぱーんと押してあるんですよ。だから、お医者さんの窓口に行ってそれ出したらば、はい、私は、国保税の滞納者ですと、一目でわかるような、そういう印が押してある。お医者さんの窓口に行ってもそうだし、薬局の窓口に行っても出すわけですから、そこでまた恥ずかしい思いすると。そういうものを県内の平均よりもはるかに高い割合で発行している。こういうペナルティの科し方はやめるべきだと、私は思います。

それで、答弁の中で明らかになったのは、1年以上の滞納者には短期保険証出すんだと、こういう話でした。しかし、私が相談受けた滞納者の方は、前に仕事がなくなって、1年間滞納してしまったと。その後は、毎年毎年納めているんだけど、でも古い順から納めろと言われていたから、結局1年間滞納が続くと。毎年毎年納めているんだけど、古いのが残って1年1年順送りになるから1年以上滞納者になって、短期保険証。こういう方がいるんですね。今真面目に精いっぱい納めている方にもそういうしゃくし定規の、1年以上の滞納があるということで適用して短期保険証、恥ずかしい短期保険証を平気で発行すると。そういうことはやめてもらいたいということを強く申し上げ、その仕方の是正を求めて本案には反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第18号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎動議の提出

○議長（円谷忠吉君） ただいま8番、田中重忠君から議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議の提出がありました。

動議書を配ります。

この動議は会議規則第17条の規定により成立しました。

◎議事日程の変更

○議長（円谷忠吉君） 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議につきましては、議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算と直接関係しますので、日程に追加することとします。

議事日程準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き再開します。

動議が提出されましたので、さきに配付しております議事日程（案）が変更になりますので、事務局より報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それではご報告いたします。

動議 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議が日程2に追加されたこ

とに伴いまして、お手元に配付いたしました議事日程のとおり変更になっております。

よろしく願いいたします。

以上です。

◎動議の提出者趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、動議 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議を議題とします。

事務局に動議の表題を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

[議会事務局長（岡部栄也君）朗読]

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明を求めます。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それでは、議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議提出についての趣旨説明を行います。

浅川町宅地造成事業特別会計予算に対し、私はここ5年間毎年毎年反対をしてきました。反対の理由は、ご承知のように、須藤町長になってからの10年間、毎年当初予算に1、2区画を販売する予算を計上していながら、毎年のように1区画も販売できず、販売ゼロを繰り返し、町民からの信頼を完全に失っているからであります。

仮にも町の執行機関がみずから販売計画を作成し、当初予算を組んでおきながら、それを1区画の販売も全くできないなど、とても常識では考えられないことであります。また、他の町村でこんなひどいことをしているとの話は一度も聞いたことがありません。そして、あろうことか、それを10年間も繰り返し、本年度も恐らくこの予算書どおりに販売できる見通しは何一つ立っていないはずであります。

町は、毎年年度初めに当初予算を編成し、その予算に基づき町民と町発展のために仕事をしていることになっていますが、実は、予算を組んだまま全く執行していないことは明らかに町民を欺いております。私は昨年まで、予算案に反対意見を述べ、反対してきましたが、町民を代表する町議員として、このまま町長に手をかけ、町民を欺き続けることは私の良心が許せません。100%執行できない予算は町議会議員がみずからの手で修正すべきであろうことは極めて当然のことです。町長は、議会一般質問の中で、価格が高いから売れない、でも価格は下げない、この特別会計はなくせばよい。本年も特別会計に一般会計から9,000万円を繰り入れ、実に4年間で合計3億5,600万円を繰り入れ、宅造を1区画も販売せずにこの特別会計を清算し、宅地造成事業特別会計をやめてしまおうとしています。これは、地方公共団体として絶対にやってはならない会計処理であることは明白であり、この事実を百も承知の上で議会が議決してしまうことは町長に手をかけ、町長と一緒に町民を欺き続けることとなります。議員がこの予算に反対することは、町民から選挙で選ばれた議会議員としては当然の責務であります。今こそ町議会議員として良心に従い、この修正案に賛成し、町長

ら執行部の誤りを正すべきであり、これ以上町民を欺き続けることは絶対にやめなければなりません。

宅造の価格を下げると大変なことになる、宅造会計をやめる、高く売れないなど、町執行者として絶対に口にしてはならないことを町議会で平気で答弁をする町長が提案したこの宅地造成事業特別会計は、今年度もまた執行できないことは明らかであります。町民から選ばれ、町政の一端を任せられた一人の議員としてみずからの良心に従いこの予算に修正を加え、町長ら町執行部に猛省を求めてこの修正案を提出するものであります。

なお、本町において、町議会が議決した予算が何年間も引き続き執行されなかった事例は、私の議員在籍20年間の中で本件以外には全くありませんでした。

以上の理由から、今回この予算を実際の正しい本来の姿に戻すため、本修正案を提出するものであります。

なお、昨日の一般会計の修正予算のときに、線で消してあるということについて、一部異論が出ておったようですが、ここにあるこの書式は、全て地方自治法会議規則にのっとった正当な書式でありますので、よくご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） まず、反対の意見をさせていただきます。

提出者の理由は、本当にここ5年間、毎年毎年反対してきたということですが、私は逆に、ここ5年間は賛成をしてきた議員の一人であります。また、たくさんの仲間も賛成をしてこの宅地造成事業には理解を示しております。そして、今年度は若者の定住促進も完成し、私たちは大変喜んでおります。今後も町長初め、職員一同が販売のために先頭に立って頑張ると思っています。私たちもこの販売のためには一生懸命頑張るつもりでありますので、この提案には反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

9番、上野信直君。

反対ですか。

○9番（上野信直君） 反対です。

この修正案には、一般財源からの9,000万円の繰り入れと、それを宅造会計に繰り出すことで言っているんじゃないというのが一つであります。その点については、月曜日のところでも述べたように、そういう会計処理をしなければならない、これはそういう原則ですので、これは既に何回もこの議会で説明されているものであります。私は十分納得しておりますので、それはやらなくちゃならないというふうに思っております。

それからもう一つ、今回の修正案の特徴的なのは、財産収入、つまり、財産の売り払い収入が2区画売るのをゼロにする、売らなくていいという内容でありますけれども、私は、こういうことはあり得ない、町民の願いは1区画でも何とか努力して売ってくれという中で、議員から売らなくてもいい、ゼロでいいよと、こういう提案をして可決してしまうというのはこれは全く町民の願いに背くものであるというふうに思いますので、この点についても異論がありますので、この案には反対します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第2、動議 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議を起立によって採決します。

お諮りします。本修正案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、動議 議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算に対する修正動議は否決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 166ページ、ただいまの反対討論の中にも出てきましたが、この2区画販売をするという事で1,800万円の収入予算が組まれております。これは、今までのいきさつからいくと、2区画を販売するという事は、これは本当に並大抵の事では、まして町長が売れない、高い、特別会計はないほうがいいんだと、ここまで言っているわけですから、その中でこの2区画を売ろうとするその方法について、それから、売の見通しについて、これはひとつご説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今回、土地売り払い代金としまして900万円の2区画を計上させていただきました。今現在においては具体的な販売方法についてはさまざまな角度から検討しまして販売に努力していきたいというふうに考えております。

また、滝ノ台の団地の入居も4名決まりましたので、こういった方においても定住していただけるように今後対応を図っていきます。そういったことで2区画の販売についての収入を計上いたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これは、2区画売るということではありますが、ただ、全体でいえば2区画ではないんですね。まだまだあるんですね。これについて、販売計画はお持ちなんですか。それから、どのような方法で販売を進めていくというふうに考えておられるのか、その辺を具体的にご説明いただきたいと思います。

具体的な計画とか方法がなければ、売る、売ると幾ら口で言っても、それがやっぱり未執行に終わってしまうと思うんですね。だからその辺のところについて再度ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） おただしのとおり、具体的な計画というものは現在持ち合わせておりません。ただ、例年、パンフレット等において町外において広報活動、募集等重ねまして、そういった販売している状況を周知したいというふうに考えております。ただ、どのような具体的な販売方法を考えているのかということですが、販売に当たってはさまざまな条件があります。今までの議会においても町長答弁のとおり、諸条件がありますので、そういった諸条件を十分精査をして、販売に結びつく方法、そういったものを模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） いつまでやってもこれは切りがないことなんで、今回、この1つでやめたいと思います。

それから先ほど、団地に若者定住住宅を建てたということではありますが、これの効果も最初からうたっているとおり、実際に効果が出てくるのは、10年先とかという先の話なんですね。具体的に今、やらなくちゃならない、このせっぱ詰まった時期に即戦力になるそういう状態ではないということです。計画はないけれども一生懸命やっていくと、いろんな販売方策もやっていくと、そういうことも言われています。そして、今後その方法、販売方法についても精査して、そして強力に進めていくということではありますが、私が問題にしたのは、そう言いつつ、もう10年間も過ぎてしまったと。そのことを言っているわけです。だからこの辺について、もうちょっとしっかりした考えを一言いただきたいなというふうに思うんであります。

それから、これ、申し上げておきますが、予算というのは町長をトップにそれから執行の皆さんがその年その年の歳入を計算し、それぞれどこでどのように予算をつけるか、そういうことをきちっと検討して予算書をつくるわけでしょう。ですから、よっぽどの事件とか事故がない限りはそのまま、いわゆる執行、実行されていくわけです。町民もそういうふうに信じている。それがこの宅造予算については10年以上もこういう経過をたどってきているんだから、これについては町長初め、参与の皆さんも心してしっかりやっていただきたい。ただ単に賛成が反対だと、そういう議論ではないんです。実際問題として、この問題をどういうふうに解決していくか、そういう立場でやっていただきたいというふうに思うんでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） そのようなご意見もあろうかと思えます。ただ、過去の町長答弁にもありましたように、町執行側の今現在の分譲価格、これでもって販売が本当に可能だというのは現実的に非常に厳しいというものは答弁している内容かと思えます。そういったものに対しても、特別分譲の販売においても地元説明会を実施した中において、地元からの厳しい意見が出ております。そういった中を無視してまでも販売価格

を引き下げて臨むという方向にはまだそこまでは至っていないという町長答弁でありますので、さまざまな条件、こういったものがありますので、そういった件についても、地元の今検討委員会、汚水処理の検討委員会ですけれども、そういった中においてもいろんな意見等もお聞きしておりますので、一概に価格を下げた実情に合った販売というふうに至らないのが現実で、実績が伴わないというのも現状ですが、そういった諸条件等を考慮して、さまざまな角度から販売できる方向性を見出していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 担当課長にご質問申し上げます。

宅地造成の滝ノ台ニュータウンの販売のためのチラシはどのぐらい在庫お持ちですか。

あと、もうちょっと今後のPRについてももうちょっと詳しく何か提案がございましたら教えてください。

以上です。2点。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） パンフレットにつきましては、昨年度更新をしまして、2,000部ほど、更新をして準備してあります。今年度についても約1,000部近くはさまざまな角度で配布しております。残は約1,000部ほどはまだありますので、例年1,000部程度は各方面で配布しているのが実情です。

もう一点の具体的な方法ですが、同じような形態でのPR活動ということで、パンフレットを使った販売、そういったもの、また、今回、滝ノ台団地における広報として民間のフリーペーパーですか、そういった広報等もございますので、そういった角度においても今年度検討しまして、方向等についても再度精査をしていきたいというふうを考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） チラシがその部数あるというのはわかりました。それで、2点ほど提案させていただきます。

私、2年前に病気になりまして、月1回東京のほうに診察に行っております。もし、可能であれば、東京で私の上京した際にパンフレットをまくことを許していただけるのであれば、1回100枚程度でしたらば、数時間で配ることが可能ですので、まずそれを許していただけるのであれば、そういう活動を私はしたいなと思っております。

また、もう一点、県内とかの販売周知ですが、かなりの頻度で役場職員が福島に研修なり出張で行くと思います。やはり、何も書いていない車で福島を往復するのではなく、販売PRをうたったラッピングカーなりその何か公告をうたった車を乗っていくことによって沿線住民、また、走行している車にアピールができるのではないかと私は思います。

以上、2点、お答え願います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、1点目のパンフレットを東京等で100枚の配布をしたいということですので、そういった形でご協力いただければなおよろしくお願ひしたいというふうを考えております。

また、出張等におけるラッピングカーでの移動ということですが、ラッピングカーですと、台数も限られますので、ラッピングカーにかわる磁石付の、車に張りつける、そういったもの、以前にも作成しましたが、同じような形態になろうかと思えますけれども、そういったものを作成して、出張者についてはそういったPR活動もするという方法は検討したいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） こういう状況では売れないだろうというふうにも考えているんですよ。努力はする、私どももそういうものに対して努力しますけれども、やはり、根本的にもう価格が高いんですよ。これを下げなかったらもう私は現況のあれでは売れないと思うんです。下げたら売れると。今まで買った人たちの問題がいろいろある。というふうなことですけれども、そこをやっぱりその人たちにも理解を求めながら、一定の妥協点を見出してそしてやっぱり大幅値下げ、町内の平らなところでも小学校とか中学校にすぐ近いところで土地付で1,200万円ぐらいで建て売り、土地も建物もできるんですね。売り出しているんですよ。だからそういうときに、あの区域は1区画900万、そういうふうな1,000万円近いあるいは1,000万円を超える、こういう、いろいろありますけれども、そういう価格で売れるはずがないというのはこれは当局だけじゃなくて、私らもそう思うんですよ。ですから、困難ではあると思うんですけれども、町長やっぱり、そういう値下げする努力、そしてまた地域の人たちの理解、こういうものに踏み込んでいく必要があるのではないかと。そういう努力をして、今年度、具体的にしていきたいなと、こう思うんでありますが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ここに至るまでの経過は角田議員、一番よくご承知だと思うんです。そういう背景の中ですが、確かにこの近辺にも20年もつのか25年もつのかわかりませんが、建て売りで1,800万円と1,900万円の出ていますね。また、ほど近い中でもまさに自分の屋敷を分譲して売っている方も何人かいらっしゃいますね。そういう値段と比較する。なかなか難しいことだと思うんですが、要は、私、以前から言っているんですこれ。不動産会社ならとくにその手はやっていると。行政だからできないんです。不動産会社なら、先買った人は先買った人の契約ですから、お互い了解して取引を物の取引したわけですから、それはそのときにいいだろうということですが、行政はそれをやると双方のみんな理解してくれるならそれはいいんですけども、もう話したその途端に物事が変わってくるという、怒りどころではないという。だからその覚悟があって値引きをし、その既存の、さきにお住まいになってられる54名の皆さん方にそれでいいぞという理解を得られるんならこれにこしたことはないですが、そのかわりを俺らに補償しろよという覚悟を、結局300万円ずつ払えば1億5,000万ですか、そういう金を、じゃ、やりますよということで折り合いがつくならば別ですがそういう財政負担も見込みもないだけにそういう話はなかなか難しいと思うんですね。だから例えば、いろいろ考えていたんです。今の合併処理の組合の問題の積立金の扱いの問題とかもありまして、大金を地域の皆さん持つのは危険だと。だから町で管理してくれないかといういろいろな要望等があって、それもやっているんですが、また新しい定住促進を建てるための座談会もやったりもしているんですが、いずれもひっかかってきますね、値引きの問題は。ただ、やれば考えるからねというおどしに近い話なんです。そういうも

のもあってなかなか踏み切れないんですが、事あるたび、皆さんには聞いてみたいと思います。こういうことをやって、こういうことをしたいということ。

それから、その分譲地の建て売りの場所が悪いんだろうということがあって、じゃ、公園をまた改めて宅地に切り直して場所がいいからということをやりましたところ、私はこの隣に公園があるから隣を買ったんだと。それを公園じゃなく宅地にするというのなら、話が違おうだろうというようなものもありますので、そういういろいろ難しい問題あって、要は本当に値段で、3分の1ぐらいで済めばそういうこともあり得るかもしれません。だが、なかなかそこまでいっていない。

それから、皆さんご承知のように、最近のやつは管理地という看板立っていたと思います。8枚か9枚ぐらい。管理地はあれ、企業が求めたやつなんです。私どもは値段の提示はしていませんが、ある業者から言われました。3分の1でもいいから受け取ってくれないか。3分の1でもいい。受け取ってくれ。現金化できないんだということがありまして、それだつてなかなかそういうわけには。じゃ、町はそういう人を紹介するわけにもいきませんから、そういう難しい行政の壁があって、非常に難しい。そういうことも踏まえて、主だった人には本当に内々の話、いろいろ相談をし、聞いてみたいなと思っています。

それから販売は、計画もないだろう、目的もないだろうと、もう精いっぱいあらゆる場所を捉えてお願いをし、販売をお願いをする、そういうお話を精力的にやっていきたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） やっぱり、いろいろ言葉も出てきますけれども、やっぱり前に買った人は確かにそういうことを主張すると思います。しかし、そこまでしてやっぱり町を挙げての町長の姿勢というんですか、法的には何ら問題ないんですよ。法律違反でないことは明らかですし、やっぱりその地域の人たちに理解をしてもらう。そのためにはじゃ、何を例えば、皆さん方の中で要望とかがあれば、そういうものの実現で妥協できないだろうかと。今町長も排水の問題なんかも言いましたね。さまざまいろいろあるんだと思うんです。そういうものをいろいろ練り上げていって、やっぱり大幅に値下げしなかったらこれは私は売れないと思います。ましてや、土地の評価が下がってきているわけですから、そういう意味では何としてもそのそのところを大英断で町長はやっていくというのが取り組むべき、今年度も頑張ってもらいたいと、こう思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） いろいろ個々に話をして意見を聞いてみたいと思いますが、現況で判断すれば、大幅値下げということは、まずもって不可能だと思います。それをやることによってまさに地域を分断になることもありますので、その辺のことは慎重に構えてお話しをしなければならぬなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今、聞いていろいろ出ました。今、3番議員からPR方法が出ました。それで、私、国見の道の駅見てきました。でかいですね。大したもんです。この辺ではトップクラスですよ。私、出るときに道の駅はちょこちょこ回ります。ときにパンフレット、各町村とかいろいろ観光地のパンフレットとかあるんですよね。それで、聞いてみたら、やはり、許可をもらわないとそのパンフレットを置くことはまかりならぬというんですね。それで、各道の駅の1回か2回必ず顔出して、パンフレットを置いてもらうようお願い

いしたらどうでしょうか。私個人的にお話ししたならば、個人では信用してもらえないんですね。ぼんち行ってパンフレット置かせてくれと言ったって。町の役場が代表して町の広報ですからということでお願いすれば、これはどこの道の駅なり観光地行ってどこでもありますよ。本当に。郡山駅の内部もあるんですから。そういうPRの仕方というのはいっぱいあるんですね。だから、そういうところも少し皆さん、課長には申しわけないけれども、いろいろ広報を、インターネットなんか使っているんでしょうが、そういう方法も考えてやればいいんじゃないなと思うんですが。

ただ、先ほど言ったように、私個人的にぼんち行っても置かせていただけません。町村のやつは全部、町村のあれが名前入っていますから。それは役場で対応してもらって。1回やってもらえれば、その後はもし私が、今3番議員が言ったように、出かけたついでに置いてくるということもできるんですよ。そういうこともありますので。私はずっと前から思っていたんだけど、言わなかっただけで。

それから、今町長言いました、10番議員に言いましたけれども、値段の問題ですね。私はずっと思っていたのは、固定資産税の減免だと思うんです。限定期間をつけて、5年とか10年とかという、あれ先に買った人にはそういう固定資産の減免があるとか、そうすれば町民は理解してくれると思うんです。なぜかという、あれ、重荷になってくるでしょう。それと同時に、団地が人口がふえるということは戸数がふえるということは、各個人の負担が減るんですよ。維持費の。あの共同で運営している、例えば浄化槽の管理とかなかなか変えることもできないとか、戸数がふえればふえるほど個人の負担が減るんですよ。だから、今の現状でいくと一戸一戸の負担が大きいんですよ。そういうこともいろいろもろもろ考えれば、私が思うのは固定資産税の減免だと思います。思い切って。それはいろいろ考えてやらなくちゃならないんですけども。ただ、町民も理解してくれると思うんです、そういう面では。売値の減額とか何とかでなくて、そういうことでやれば入る人も5年なり10年なり固定資産税の減免があるという違うんじゃないかと私は思うんですが、私の意見ですからそれを参考にどうぞ。

○議長（円谷忠吉君） 答弁必要ですか。

建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今、おただしのあったパンフレットの配布の方法、これについて、確かに道の駅、各関係機関、こういった箇所については行政として関係機関と話を進めて、可能であれば置いていただくということについては話し合いを進めてみたいというふうに思います。

固定資産税の減免につきましては、これ、私のほうでの減免ではありませんので、税務課長なりの可能な対応が、町長のほうの対応があるかどうかですので、固定資産税については控えさせていただきます。

あと、今共同経営の管理費に関する話ありましたので、この件については確かに汚水処理の管理方法について行政区要望で要望が出ています。今そこの辺の話し合いを進めているところですので、地元負担を軽減するような方向で今現在検討中です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 減免については検討いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） お尋ねします。

新年度の分譲にどう取り組むのかというのには、先ほどの答弁でわかりました。苦慮しているということですね。

まず1点目。今年度定住移住促進住宅建設ということで、私どもこの事業が始まっていた当初からは想像もつかなかったような形で、基本的にはこの宅造事業というのは、町の定住人口をふやして町の活性化につなげよう、財政的にも地方交付税も入ってくるし、人がふえればということで取り組んだわけなんですけれども、それが土地を売らないで、ああいう形で、目的が達成されたということは、こういう方法もあるのかと思って、今振り返るとそういうふうに思っております。

この事業は、国の補助を活用して、短期間の間に結果に結びつけたということでは、本当に私はしっかりした立派な仕事ぶりだったというように思います。

この事業によって、11人ですか、現在、もうすぐ12人、浅川町の人口がふえるという、これはすばらしい結果だというふうに私は思っているんですけども、町としてはどのように評価をしているのか伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、前に被災者支援の割引分譲を行いました。結果としては申し込みなかったという残念な結果だったんですけども、私は今でもPRの方法に問題が特にあったんじゃないかというふうに思っているんです。半額にするということですので、今の実勢価格からすると半額でも高いのかなという思いはあるんですけども、再度その被災者支援という形で、これの被災者支援で売るんだということについては、既に購入されていた方からも異論は出なかったということでもありますので、理解していただけたので、再度、これに取り組んで、PRを強めて、割引率ももうちょっと考えて、再度取り組む考えはないのかどうか伺いたいと思います。

それから3点目ですが、今年度は県の宅建協会の協力を得ている助言ももらいながら分譲について取り組みたいと、こういうふうなお話だったと思うんですけども、この宅建協会との関係ではことしはどのようなことがあったのか伺いたいと思います。

それから、4点目ですが、何人もの議員から言われているように、やはり今の価格では分譲は難しい。難しいというか、不可能というのははっきりしていると思うんですね。値段をそのままに購入者に特典をつけて、実質的には下げる形にするか、あるいは既に住んでいる方の理解も得られるような形で、例えば、今提案がありました全ての方の固定資産税を引き下げて、皆さんも引き下げますからぜひこの引き下げ価格にご同意くださいみたいな形でやるとか、いろいろ考えられると思うんですね。そういうのをぜひ考えていただきたい。そして、執行部だけでやると執行部が批判食うことになりますので、中にはいろんな人がいますから。ですから私たち議会と一緒に議論しましょうよ。一緒にどういう方法がいいかという検討をして、出して、まず一定の線まで行ったらば、こういうことで考えているんですけどもどうでしょうかということに議会と一緒にやっていきたいと思いますというふうに思うんですけども、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（須藤一夫君） 定住移住促進住宅については、5人の申し込みがあり、1人だけ補助になるということだからねという願いをして、まさに本当に宝くじを引くように緊張しましたというようなことあったんです

が、本当に残念ながら1人は補助ということで該当になりませんでした。みんな町外の皆さんですし、みんな30歳前の皆さんの若夫婦であります。成果としてはつくってやってよかったなという思いをいたしております。ただ、これからあの場所で生活基盤を築いてそしてやがて限られた年代の中でその場所に住む、あるいは場所を変える等々であって、さらに本当に定住していただけるということを願っております。当面、間もなく誕生する家族もあるわけですから、そういうものを本当に、ああ、この町に来てよかったなという思いをつくっていただきたいというのが今思うところの私どもの評価といえますか、自己評価といえますか、そういう思いであります。

それから、次の、割引きに対する分譲ですが、私、もう一度、災害被災者のあの割引きと同じような方法を何かこう、枕を変えてやって、もう一度チラシを配り直したいなど。いわゆる半額だよということでやっていきたいなど。その中身加えるとすれば、今の固定資産税を全額ということになると財産を求めたものについていわゆる減免等の難しい税法上の問題と、あるいはこれもまた地域の皆さん方との税の比較の問題が出てきますんで、なかなかぼんというわけにはいかないんですが、その辺を検討させていただきたいというお答えをしていたわけですが、一つの要素としては考えていきたいなと思っています。

宅建協会について売り方とかつくり方の話をお願いをしているわけですから、今後もこのプロの皆さん方のやはりよい助言等々をいただいて、少しでも前に行けるようにしたいなと思っています。ただ、これ、大きな町の政策課題ですね。この政策課題をどのようにするか。私ども執行だけで物事を考えて進めるべき状況なのか、それとも過去にも議会との協議機関があつてやった経過等も踏まえて、今度、新たなスタート台に立って、どうすればいいのか、少し内部で新しい年度に向かって検討して、再スタートを、その様相をできるように絞り込んでみたいと思いますので、議会後にしっかり内部で検討したいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 4点ほどありまして、町長のほうで今答弁あった内容と重複するかもしれませんが、1番目の滝ノ台団地の地方創生事業の評価をどのように考えているかということですが、これについては目標は達成したものだというふうに判断しております。

2番の分譲申し込み、特別分譲の関係ですね、この件については、今町長答弁のとおりだというふうに思います。

3番の宅建協会との関係はどうだったのかということで、昨年5月にも宅建協会の事務局のほうに行ってまいりまして、いろいろお話し合いをさせていただきました。その中で、やはり分譲価格を下げないと魅力がないのではということ率直に意見等をいただいております。そういった中において、現地も一応確認したいということで、現地も確認をしていただきました。その後、じゃ、今後の取り扱いどうしますかというふうな話の中において、分譲価格と、現在の市場価格についてもじゃ、参考に出してもよろしいですよということですが、参考的な価格をいただいたとしても、最終的には町の判断というふうになりますので、その件についてはまだ時期尚早ということでその件についてはまだお願いはしていない状況です。

4点目の販売の方法について、いろいろな方法を議会と議論していきたいということでございますので、今いろんな提案がありまして、固定資産税の減免とかいろいろあるかと思っております。ただ、そういったことを議論することも非常に大事かと思っておりますが、現在も進めております滝輪2区からの行政区要望としまして、汚水

処理施設の管理運営を町に移管できないかということで行政区要望として承っております。3回ほど地元の役員の方と話し合いを進めまして、結論は出ておりませんが、維持管理、料金の徴収、地元では大変な作業になっているということです。町のほうにぜひともお願いしたいというふうなお話がありますので、それと行政区の意見、要望等も踏まえながら、今まで話し合いがありましたいろんな地元の同意を得られるという方向を持っていくには、そういった町ができるもの、対応できるもの、そういったものの話し合いを進めながら、分譲価格についてもいろんな機会を捉えて話し合いを進めていくという方向で考えておりますので、それらの進展も踏まえながら価格の件については地元とも協議を具体的に進めていくというふうな方向づけは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、定住移住の住宅に関しては、私は、よく5世帯の方の申し込みがあったなというふうに思っているんです。というのは、申し込み期間から引っ越してきて、子供が幼稚園とか学校とか手続もあるわけですよ。ほとんど時間ないわけですよ。そういう中でよく決断して当たることを願って決断して、申し込んでくれたなど、5世帯も。これ、例えば、6月ごろに募集してやったらば、私、もっといっぱい申し込みあったと思うんです。余りにも期間がない中でよくあれだけの人が応募してくれたなというふうに驚いています。内心は。内覧会のときはやっぱりもっとたくさん見にきましたよ。それがやっぱり関心の高さを示したものだというふうに思うんですね。ですから、私は今度はまた別の区画で同じことをやれば、もっと早目に募集をかければ、これも来てくれる方はいるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、ただそれは町の単費でやれるような話ではないので、うまくひっかかる補助事業がないとできないと思うんですけれども、もしそういううまくひっかかるような補助事業があって、そしてまたもう一回できるというようなことがあれば、私はやることを検討する、第2期の定住移住促進住宅建設事業というのをやることを検討する価値があるというふうに思うんですけれども、突然の話なんであれなんですけれども、町長の認識を伺いたいなというふうに思います。

それから、宅建協会のほうとの助言、援助というのはわかりました。宅建協会としてみれば、まさか先頭に立って浅川町の宅地を売って回ってくれるようなことはできるわけではないので、そういうことかなというふうに思いました。参考価格というのを実際、どのぐらいなんだというのは、知りたければ教えてあげますということで、今まで町は遠慮して聞いていないということなんですけれども、今後の我が町の取り組みいかんによってはぜひ協力をお願いして、実際はどういうふうになっているのかというのを教えていただくというのはあると思うので、今後もおつき合いを大事にしていきたいなというふうに思います。

それから、4点目なんですけど、ぜひ議会と協議してくださいというお話をしました。協議についてはよく検討したいということでもあります。値段を下げるのに一番ネックになっているのは反対する人がいるということなんですけど、かなり古いときにアンケートとりました。ニュータウンで。売れないんで町が値下げすることについてどう思いますかということに対しては、そんなにいなかったんですよ、絶対嫌だというのは。当時でもそんなにいなかった。強行に言っていた人はいますよ。私より、みんな知っている人ですけれども、その人が先頭に立ってやっていたみたいな感じを私は受けているんですけど、そういう人は余りいない。私がお話しして

いる範囲の人は、こういう時世だから、地価も下がっているんだから値段下げのもしようがないだろうということでは、うれしくはないけれども、やむを得ないというふうに理解はされているんです。してくれている方が多いんです。ですから、先ほど提案のあった既にも買った方も固定資産税の補助を出して下げる、あるいは要望が出ている浄化槽も町が管理をして、維持管理代を一旦なくします。ですから、うちの町の値段の引き下げなのか、特典つけてのあれなのかわからないけれども、こういう対応にぜひ、既にも買った皆さんもご理解くださいと、こういうようなやり方が私は今の時期だったらあるんじゃないかというふうに思うんですね。ですからその点をぜひ執行部だけでなく、議会のほうとも一緒になって、道を探す、そういうことをやっていただきたいというふうに思うんです。その点について再度、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 第2期の移住定住住宅の建設の考えはどうかというお尋ねですが、やっと入居始まって、住むばかりでありますから、課長も言ったように、目的は見事に本当に短期間の中で達成できた、本当にありがとうございますと、感謝を本当に申し上げたいと思ったんです。だから、じゃ住むかと、ちょっとそれは待ってくれということもありますので、少し、分析なり状況なり、あるいは地域の環境整備なりを考えて、うまくいえば本当にやりたいなど。果たして戸数の問題は幾つなんだという問題も出てきますので、慎重に考えて、政策課題として頭に入れておきたいなと思っています。

住宅のいわゆる値引きに対するこれからの話等もありましたが、なかなかその辺が本音と建前があって、難しいところなんですね。というのは、今言われたように、以前は余りそういう反対は根強いものはなかったぞという話もありました。だったと思うんです。ところが、だんだん住んでいるうちに、当時は生活は安定したんだけど、今になったら生活余り安定していないというような個々の家庭の経済状況もあって、そういうものが前面に出てくる家庭もやっぱり出てきているんですね。ですから、みんな一緒になって集まったときに、そういう方向になるかなというのが、ちょっと私今クエスチョンで、難しいなというふうに思っているし、実際難しいと思っています。

だから、議会の皆さんは一緒になってやるということになれば、同じ方向を向いてやるということが前提だと思っています。やることによって反対の方向を向くようになったんではやらないほうがいい。そういうことも考えて、よく、議会終わってから内容を検討してみたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 宅地造成事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。

先日の町長に対する辞職勧告決議案でも指摘したとおり、本年も今まで同様、全く販売できない、架空の区画販売1,800万を予算に計上しました。この町民を欺く予算書をことしも議会に提案したことは大変残念であります。また、町民の貴重な税金を実務を伴う宅造会計特別会計に一般会計から9,000万円を繰り入れ、これ

が4年間3億5,600万円を繰り入れる、そして庁舎建設基金に繰り出すと、こういう方法の予算であります。これはまさしく町長の言った、右のポケットから左のポケットそのものであります。

一番大事なのは、この宅造を販売することです。この宅造の販売の有効な方法も手だてもいまだ考えられない、そうした中でこのような処分をすることは町民をただただ欺く以外何物でもないと思われま

す。こうした手法を真に正すため、今議会に宅造会計に対する修正案を提出しましたが、残念ながら先ほど否決されました。また、ただいまの質疑の中で、町長からは行政だから値段の引き下げはできない、これは行政の核だと。それから全く今の値段を下げられない、販売に決定的な方法を見つけない、それはやはり、町長が自分ひとりで抱え込んで、自分ひとりでやっているからだと思

います。そしてまた、先ほどの質疑の中で議会との協議、議会と協力してやるという点においても、町長は自分と反対のほうに行くんではやらないみたいな趣旨の発言をしております。そういうことではないんですね。これは町の問題ですから。議会と町長、執行と協力していかに町が損をしないように、町民に喜んでもらえるように、行政を進めていくか、このことだと思うんです。そういうことにはほど遠い今回のこの予算に対しては私は明確に反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算には賛成いたします。

ただいま質疑、討論で、さまざまな議員から、執行部から、販売しようと討論があり、かつてない議論でありました。町長初め議員も職員も販売しようと一致したことは大前進だと思います。

よって、この宅地造成事業特別会計予算には何ら問題なく賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本当に町内の地価が全面的に下がり続けている中で、町が設定した分譲価格との乖離が甚だしくなっているというこの難しい状況の中で宅造分譲を進めるというのは本当に容易でないと思います。そうした中で、いろいろと検討して、今年度は実質的には4区画売ったような、4世帯がニュータウンに定住するという結果を生み出したということは極めて私議員としても、すごいことだと思うし、感謝を申し上げたいというふうに思います。

町は、そういうふうにニュータウンの分譲地をどうするかということについて何もしていないわけじゃない。一生懸命取り組んでいると私は思います。ただ、これから本当に売るという観点に立てば、やはりいろいろと検討しなければならないことというのはあると思うんですね。ですからその難しい話をぜひ議会と一緒に協議をしていただきたい。売る方向については、後ろ向きになる議員は一人もおりませんので、ぜひ議会との協議を行って、率直に意見を交換し合いながら責任も共有して前に進めていただきたいというふうに考えておりま

す。

以上をもって本案に賛成の討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第19号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第20号 平成30年度浅川町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 反対討論を申し上げます。

介護の保険の問題では、税率のいわゆる改正がありまして、そこで私どもは反対の意見述べてまいりました。本当に発足当時からすれば2倍半にもなっているんですね。昨年から比べても1割を超える値上げなわけです。こういう負担は、到底低年金のお年寄りを中心として介護保険料が暮らしに大きな影響を与えて容易でない費用となる状況を生み出している、こういう点を鑑みて、やっぱり国保と同じでありますけれども、国はこの介護保険にきちっと予算を減らすのではなくて、増額していくべき、そういう方向が正しいのであります。町も、これは国や県に準じてでなくて、町もやっぱり一般会計からいろいろ工夫をして、介護保険税を値

上げしない、こういう努力をもっとすべきだということを指摘して反対いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第20号 平成30年度浅川町介護保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第21号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第21号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第22号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算を議題としま

す。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第22号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第23号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 提案理由の説明の中でも説明あったんですが、私、聞き逃した部分があるのでお尋ねしたいんですが、公共下水道、接続状況、それから受益者負担金、分担金、これの納付状況について教えてくださいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、公共下水道の接続状況ですが、説明の中でも申し上げましたが、昨年、28年度実績で54.8%です。対前年比から3.4%増加となっております。

納付状況ですが、今回予算計上しましたまず1款2項1目の受益者負担金ですね、これにつきましての現年度分については、32戸の予算を計上していきまして、2節の滞納繰越分、これについては平成25年度以降の滞納繰越分が80万1,200円ございまして、これについては件数で20件、8名になっています。この3%について、今年度滞納繰越分の予算を計上いたしました。

次の2款1項1目の下水道使用料の現年度分ですが、これについては対前年度予算よりも200万円ほど増加をしまして、2,578万2,000円で8%ほどふえております。

滞納繰越分については45万円に対する10%程度、約5万円を計上しております。

滞納分の件数についてはちょっと、数字は掌握しておりません。金額、滞納繰越額で45万円に対する10%程度の予算計上となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第23号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第24号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 後期高齢は、本来あるべき姿ではない。前も述べましたけれども、うば捨て山的なそういう区切りをつけてこういう制度をつくったと、そういうことから私どもは反対するわけであります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算に賛成いたします。

いつもの賛成討論であります。この高齢者医療制度はなくてはならない制度だと思っております。

よって、何ら問題なく賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第24号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第25号 平成30年度浅川町上水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第25号 平成30年度浅川町上水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを提案いたします。

固定資産評価審査委員会の委員、渡辺裕之が平成30年1月31日をもって任期満了となったので、引き続き次のものを固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字中里字古屋敷76番地。氏名、渡辺裕之。生年月日、昭和32年2月15日。

同氏は、平成24年9月18日より固定資産評価審査委員会の委員となり現在に至っております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時42分